

グッと楽ローン

2021年10月1日現在

(1/2)

商 品 名	グッと楽ローン
ご利用いただける方	次の条件をすべて満たす個人の方。 - 三菱重工業、重工記念長崎病院、MHI ファシリティーサービス、JR西日本プロパティーズ、三菱重工交通・建設エンジニアリングに勤務する社員および三菱重工労組長船支部直僱者で、当組合の「あすなろ組合員」の方。 - お申込時に満20歳以上の方。 - 当組合に、給与全額振込、公共料金等の自動支払契約を全件していただいている方。(今回、ご変更の方も可)
お使いみち	生活の安定を目的に、当組合および他金融機関の住宅ローンを除く借入金の一本化を図るための資金。ただし以下の条件の範囲内とします。 - 借入金残高が証明できるもの。 - 本人および親族の借入金肩代りのための支援資金の範囲内。
お借入金額	2,000万円以内。(1万円きざみ) ※ただし、以下の条件の範囲内とします。 - 総所要資金の範囲内。 - お借入期間内に無理なく返済可能であると判断される金額の範囲内。
ご利用期間	30年以内。
ご融資利率	当組合所定の利率を適用いたします。
ご返済方法	- 毎月の元利均等返済。ご融資額の50%までボーナス月加算返済も可能です。 - 会社在籍中は、給与からの引き去りでの返済となります。 - 退職時には、原則として退職金にて一括返済していただきます。
保証人	原則として保証能力のある第三者1名以上を連帯保証人とさせていただきます。
担保	借入総額が500万円を超える場合は、原則として不動産を担保としてご提供いただきますが、不動産を所有していないお客様向けに無担保扱いもご準備しております。
団体信用生命保険	原則としてご加入いただきます。
お申込みの際にご用意いただくものその他	- 本人確認資料(運転免許証、パスポート等、写真付身分証明書) - 所得証明資料(源泉徴収票など) - お借入残高が証明できる資料 - ご融資金振込通帳・印鑑 ※お客さまの取引内容等により、ご用意いただくものが異なる場合がございます。

苦情処理措置
紛争解決措置

・ 苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。

【長崎三菱信用組合 経営管理本部】

受付時間 : 9時～17時（祝日および当組合休業日は除く）

電話 : 0120-324-892（フリーダイヤル）

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

(<https://www.ryo-sin.co.jp/>)

・ 紛争解決措置

福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。

また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。

さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く）

電話 : 03-3567-2456

住所 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）

